

**【表紙】**

|            |  |
|------------|--|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                  |
| 【提出先】      | 近畿財務局長                                 |
| 【提出日】      | 平成27年 8月28日                            |
| 【会社名】      | 株式会社ニイタカ                               |
| 【英訳名】      | Niitaka Co., Ltd.                      |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 奥山 吉昭                          |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市淀川区新高一丁目 8 番10号                     |
| 【電話番号】     | 0 6 ( 6 3 9 1 ) 3 2 2 5                |
| 【事務連絡者氏名】  | 経営企画部長 宮川 徹                            |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市淀川区新高一丁目 8 番10号                     |
| 【電話番号】     | 0 6 ( 6 3 9 1 ) 3 2 2 5                |
| 【事務連絡者氏名】  | 経営企画部長 宮川 徹                            |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) |

## 1【提出理由】

平成27年8月26日開催の当社第53回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年8月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行し、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第32条第2項（取締役の責任免除）の一部を変更する。

今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的を追加する。

役員に対する退職慰労金制度の廃止に伴う所要の変更を行う。

上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更のほか、重複規定の整理、字句の修正その他所要の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、森田千里雄、奥山吉昭、相川保史及び笠井司の4名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、竹村聡、池崎英一郎及び茂木鉄平の3名を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、西山万里を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額1億2千万円以内と定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額2千万円以内と定める。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する佐古晴彦及び吉田典広、監査役を退任する新森英利に対し、退職慰労金を贈呈する。

第8号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴い、森田千里雄、奥山吉昭、相川保史、笠井司及び池崎英一郎の5名に対し、退職慰労金を支給する。

第9号議案 監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給等の件

監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴い、本総会終結の時をもって監査役を退任した竹村聡及び茂木鉄平、以前に監査役を退任した池崎英一郎に対し、退職慰労金を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果<br>(賛成の割合) |
|-------|--------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 43,813 | 1,301 | 0     | (注)1 | 可決(97.11%)       |
| 第2号議案 |        |       |       |      |                  |
| 森田千里雄 | 45,053 | 61    | 0     | (注)2 | 可決(99.86%)       |
| 奥山吉昭  | 45,081 | 33    | 0     | (注)2 | 可決(99.92%)       |
| 相川保史  | 45,078 | 36    | 0     | (注)2 | 可決(99.92%)       |
| 笠井 司  | 45,074 | 40    | 0     | (注)2 | 可決(99.91%)       |
| 第3号議案 |        |       |       |      |                  |
| 竹村 聡  | 45,035 | 78    | 0     | (注)2 | 可決(99.82%)       |
| 池崎英一郎 | 44,981 | 132   | 0     | (注)2 | 可決(99.70%)       |
| 茂木鉄平  | 45,054 | 59    | 0     | (注)2 | 可決(99.86%)       |
| 第4号議案 | 44,966 | 148   | 0     | (注)2 | 可決(99.67%)       |
| 第5号議案 | 44,946 | 168   | 0     | (注)3 | 可決(99.62%)       |
| 第6号議案 | 45,044 | 70    | 0     | (注)3 | 可決(99.84%)       |
| 第7号議案 | 44,708 | 404   | 0     | (注)3 | 可決(99.10%)       |
| 第8号議案 | 44,725 | 388   | 0     | (注)3 | 可決(99.13%)       |
| 第9号議案 | 44,727 | 386   | 0     | (注)3 | 可決(99.14%)       |

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数に、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以 上